

令和 5 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

北海道 監 査 委 員

監委第789号

令和6年(2024年)8月30日

北海道知事 鈴木直道様

北海道監査委員 中野秀敏

北海道監査委員 沖田清志

北海道監査委員 深瀬聡

北海道監査委員 佐藤則子

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	-----	1
第 2	審査の手続	-----	1
第 3	審査の結果及び意見	-----	1
1	実質赤字比率	-----	2
2	連結実質赤字比率	-----	2
3	実質公債費比率	-----	2
4	将来負担比率	-----	2
5	資金不足比率	-----	3
第 4	審査の内容	-----	4
1	実質赤字比率	-----	4
2	連結実質赤字比率	-----	6
3	実質公債費比率	-----	8
4	将来負担比率	-----	10
5	資金不足比率	-----	14
参 考			
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象	-----	16
2	令和 5 年度健全化判断比率の算定（イメージ図）	-----	17
3	令和 4 年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況	-----	18

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度北海道一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、北海道監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし、提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- 2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

を主眼とし、関係部局から審査資料の提出を求め、決算書等を相互に照合するとともに、その内容について説明を徴すなどして実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の手続により審査した限り、重要な点において、法令等に適合し、かつ正確であると認められる。

(単位：%・pt)

区 分		算定比率				基準（令和5年度）	
		令和5年度	令和4年度	令和3年度	増 減 (R5-R4)	早期健全化 経営健全化	財政再生
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	—	3.75	5.00
	連結実質赤字比率	—	—	—	—	8.75	15.00
	実質公債費比率	19.1	18.9	19.1	0.2	25.0	35.0
	将来負担比率	306.7	311.0	304.0	△4.3	400.0	
資金不足比率	公共下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	流域下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	電気事業会計	—	—	—	—	20.0	
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	病院事業会計	—	—	—	—	20.0	

注 1 実質赤字比率は、実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

3 資金不足比率は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

1 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計の実質収支が282億6,908万円の黒字、特別会計のうち道営住宅事業特別会計の実質収支が1億3,758万円の黒字であるため算定されず、実質黒字比率は2.08%となっている。

(※ 実質赤字比率の審査内容についてはP 4～P 5 参照)

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、一般会計等の実質収支が282億6,908万円の黒字、国民健康保険事業特別会計等の実質収支が41億8,950万円の黒字、公共下水道事業等の公営企業会計が128億7,393万円の資金剰余であり、総計で454億7,008万円の黒字であるため算定されず、連結実質黒字比率は3.33%となっている。

(※ 連結実質赤字比率の審査内容についてはP 6～P 7 参照)

3 実質公債費比率

実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、過去3か年平均により算定することとなっており、令和4年度決算に基づく比率(R2～R4の平均)が18.9%、令和5年度決算に基づく比率(R3～R5の平均)が19.1%で、前年度に比べて0.2ポイント上昇した。これは、算出上の分子に算入される元利償還金が、前年度に比べ90億円程度増加したことにより、令和5年度単年度の実質公債費比率が0.9ポイント上昇したことなどによるものである。

実質公債費比率は、平成30年度決算に基づく比率から下降を続けたが、令和5年度決算に基づく比率(R3～R5の平均)から上昇に転じており、また、令和6年2月に公表した「実質公債費比率の推移」によると、今後も比率の上昇傾向が続くことが見込まれており、引き続き厳しい財政運営が予想される。このため、「行財政運営の基本方針」に基づく、施策や事務事業のより一層徹底した精査や取捨選択などによる歳出の削減・効率化のほか、新規道債発行の抑制に努めるなど、中長期的な公債費負担の適正化に取り組み、実質公債費比率の改善に向けた取組を推進していく必要がある。

(※ 実質公債費比率の審査内容についてはP 8～P 9 参照)

4 将来負担比率

将来負担比率については、令和4年度決算に基づく比率が311.0%、令和5年度決算に基づく比率が306.7%で、前年度に比べて4.3ポイント低下した。

北海道の将来負担比率の算定要素となる将来負担額(6兆5,317億円)については、大部分(91.4%)を道債残高(5兆9,687億円)が占めている。このため、今後とも、危機感をもって、施策の見直しや事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など行財政改革を一層推進し、新規道債発行の抑制を図ることが重要であり、中長期的な視点により、将来的な財政負担に十分留意した財政運営を行っていく必要がある。

(※ 将来負担比率の審査内容についてはP 10～P 13参照)

5 資金不足比率

資金不足比率については、貸借対照表上の流動負債から流動資産を差し引いた額を基本として算出されており、対象となるすべての公営企業会計において、資金不足額が生じていないため算定されず、病院事業会計を除き公共下水道事業会計で6,219万円、流域下水道事業会計で3,173万円、電気事業会計で94億435万円、工業用水道事業会計で33億7,566万円の資金剰余額が生じている。

しかし、公共下水道事業会計、流域下水道事業会計及び病院事業会計においては、未処理欠損金が多額となっており、厳しい経営状況にあることから、それぞれ設定している数値目標の維持・確保に向けて、経営改善を図っていく必要がある。

(※ 資金不足比率の審査内容についてはP14～P15参照)

第4 審査の内容

1 実質赤字比率

(単位：%)

算定比率				基準(令和5年度)	
令和5年度	令和4年度	令和3年度	増減 (R4-R3)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	3.75	5.00

(1) 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

一般会計		
特別会計	公債管理特別会計	就農支援資金貸付事業等特別会計
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
	中小企業高度化資金貸付事業等特別会計	林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計
	苫小牧東部地域開発出資特別会計	道営住宅事業特別会計
	石狩湾新港地域開発出資特別会計	住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計

(3) 算式

$$\bullet \text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

【一般会計等の実質赤字額 A】

(単位：千円)

区分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増減 (R5-R4)	
				令和5年度 A(ア-イ-ウ)	令和4年度		
一般会計	3,295,692,515	3,263,561,627	3,861,812	28,269,076	27,427,511	841,565	
特別会計	公債管理	394,170,947	394,170,947	0	0	0	
	母子父子寡婦	1,742,033	724,010	1,018,023	0	0	
	中小企業	1,233,911	1,150,212	83,699	0	0	
	苫東	985,165	985,165	0	0	0	
	石狩新港	393,255	393,255	0	0	0	
	就農支援	1,375,836	457,501	918,335	0	0	
	沿岸漁業	1,185,783	190,532	995,251	0	0	
	林業木材	1,278,382	305,886	972,496	0	0	
	道営住宅	15,142,690	15,005,115	0	137,575	141,130	△3,555
	住宅公社	35,795,517	35,795,517	0	0	0	0
合計	3,748,996,034	3,712,739,767	7,849,616	28,406,651	27,568,641	838,010	

[実質黒字額] [実質黒字額]

【実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	実質赤字額 [実質黒字額] A	標準財政規模 B	実質赤字比率 (%) A/B	参 考 (実質黒字比率 %)
令和 5 年度	0 [28,406,651]	1,364,505,815	—	2.08
令和 4 年度	0 [27,568,641]	1,358,763,320	—	2.02
増 減 (R5-R4)	0 [838,010]	5,742,495	—	0.06pt

* 参考 令和5年度決算に基づく標準財政規模Bにおいて、比率が基準以上となる
一般会計等の実質赤字額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約512億円	約682億円

2 連結実質赤字比率

(単位：％)

算定比率				基準(令和5年度)	
令和5年度	令和4年度	令和3年度	増減 (R5-R4)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	8.75	15.00

(1) 内容

道の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

「1 実質赤字比率」の対象となった一般会計等に、次の会計を加えたもの

公営事業会計に 属する特別会計	国民健康保険事業特別会計	公営企業 会 計	法適用	電気事業会計
	地方競馬特別会計			工業用水道事業会計
公営企業 会 計	法適用			病院事業会計
	公共下水道事業会計			
	流域下水道事業会計			

(3) 算式

$$\bullet \text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

$$\bullet \text{全会計の連結実質赤字額 A} = \begin{array}{l} \text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{A1} \\ + \text{公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額} \quad \text{A2} \\ + \text{公営企業会計(法適用)の資金不足額} \quad \text{A3} \\ + \text{公営企業会計(法非適)の資金不足額} \quad \text{A4} \end{array}$$

【一般会計等の実質赤字額 A1】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増 減 (R5-R4)
				令和5年度 A1(ア-イ-ウ)	令和4年度	
一般会計	3,295,692,515	3,263,561,627	3,861,812	28,269,076	27,427,511	841,565
特別 会 計	公債管理	394,170,947	394,170,947	0	0	0
	母子父子寡婦	1,742,033	724,010	1,018,023	0	0
	中小企業	1,233,911	1,150,212	83,699	0	0
	苫 東	985,165	985,165	0	0	0
	石狩新港	393,255	393,255	0	0	0
	就農支援	1,375,836	457,501	918,335	0	0
	沿岸漁業	1,185,783	190,532	995,251	0	0
	林業木材	1,278,382	305,886	972,496	0	0
	道営住宅	15,142,690	15,005,115	0	137,575	141,130
住宅公社	35,795,517	35,795,517	0	0	0	0
合 計	3,748,996,034	3,712,739,767	7,849,616	28,406,651	27,568,641	838,010

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 A2】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増 減 (R5-R4)
				令和5年度 A2(ア-イ-ウ)	令和4年度	
国 保	497,043,588	493,098,662	0	3,944,926	3,265,816	679,110
地方競馬	54,060,821	53,816,249	0	244,572	83,770	160,802
合 計	551,104,409	546,914,911	0	4,189,498	3,349,586	839,912

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営企業会計（法適用）の資金不足額 A3】

(単位：千円)

区分	流動資産等 ア	流動負債等 イ	算入 道債 ウ	解消可能 資金不足 額 エ	資金収支額		増減 (R5-R4)	参考 (R5 損益計算書 当年度純損益)
					令和5年度 A3(ア-イ-ウ+エ)	令和4年度		
公共	1,238,606	1,176,414	0	0	62,192	23,092	39,100	△319,044
流域	1,593,528	1,561,802	0	0	31,726	26,485	5,241	77,325
電気	10,631,576	1,227,222	0	0	9,404,354	13,841,489	△4,437,135	3,445,619
工水	3,622,075	246,413	0	0	3,375,662	3,223,231	152,431	141,968
病院	2,907,100	2,729,866	195,065	195,065	0	0	0	28,251
合計	19,992,885	6,941,717	195,065	195,065	12,873,934	17,114,297	△4,240,363	3,374,119

[資金剰余額] [資金剰余額]

【全会計の連結実質赤字額 A】

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減 (R5-R4)
一般会計等の実質赤字額 [実質黒字額] A1	0 [28,406,651]	0 [27,568,641]	0 [838,010]
公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 [実質黒字額] A2	0 [4,189,498]	0 [3,349,586]	0 [839,912]
公営企業会計（法適用）の資金不足額 [資金剰余額] A3	0 [12,873,934]	0 [17,114,297]	0 [△4,240,363]
公営企業会計（法非適）の資金不足額 [資金剰余額] A4	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計 A(A1+A2+A3+A4) [連結実質黒字額]	0 [45,470,083]	0 [48,032,524]	0 [△2,562,441]

【標準財政規模 B】

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減 (R5-R4)
普通交付税額	650,309,690	648,947,420	1,362,270
標準税収入額等	702,442,846	685,364,163	17,078,683
臨時財政対策債発行可能額	11,753,279	24,451,737	△12,698,458
合計	1,364,505,815	1,358,763,320	5,742,495

【連結実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減 (R5-R4)	参考 (連結実質赤字比率 %)	
連結実質赤字額 [連結実質黒字額] A	0 [45,470,083]	0 [48,032,524]	0 [△2,562,441]	R5	3.33
標準財政規模 B	1,364,505,815	1,358,763,320	5,742,495	R4	3.53
連結実質赤字比率(%) A/B	—	—	—	増減 (R5-R4)	△0.20pt

* 参考 令和5年度決算に基づく標準財政規模Bにおいて、比率が基準以上となる
全会計の連結実質赤字額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約1,194億円	約2,047億円

3 実質公債費比率

(単位：％)

令和5年度	算定比率			基準（令和5年度）	
	令和4年度	令和3年度	増減 (R5-R4)	早期健全化	財政再生
19.1	18.9	19.1	0.2pt	25.0	35.0

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合を対象として、一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すもの（3か年平均）

(2) 対象

「2 連結実質赤字比率」の対象となった道の全会計に、次の一部事務組合を加えたもの

石狩東部広域水道企業団	苫小牧港管理組合
石狩西部広域水道企業団	石狩湾新港管理組合

(3) 算式

$$\text{●実質公債費比率（％）（3か年平均）} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - \text{基準財政需要額算入額 C}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額算入額 C}}$$

【元利償還金 A】

(単位：千円)

区分	公債費 ア	繰上償還・ 借換債分 イ	満期一括 元金分 ウ	特定財源等 エ	元利償還金 A(ア-イ-ウ-エ)	前年度からの 変動額
令和2年度	716,438,056	135,791,290	345,000,000	4,739,665	230,907,101	—
令和3年度	615,707,478	120,814,959	260,000,000	5,754,165	229,138,354	△1,768,747
令和4年度	630,265,995	129,050,332	268,136,712	6,710,749	226,368,202	△2,770,152
令和5年度	634,150,698	133,061,716	260,000,000	5,675,824	235,413,158	9,044,956

【準元利償還金 B】

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立不足額考慮算定額 ア	72,114,949	61,138,054	53,205,319	51,831,624
満期一括元金相当分 イ	128,173,693	131,682,585	135,242,832	136,940,653
公営企業債分 ウ	2,987,616	2,931,458	2,962,354	3,099,587
一部事務組合分 エ	735,579	613,566	574,147	532,487
債務負担行為分 オ	6,819,777	5,561,122	4,264,561	3,223,549
一時借入金利子 カ	19,885	26,372	3,043	396
準元利償還金 B (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	210,851,499	201,953,157	196,252,256	195,628,296
前年度からの変動額	—	△ 8,898,342	△ 5,700,901	△ 623,960

【基準財政需要額算入額 C】

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	199,522,171	188,567,603	182,072,184	178,493,064
	準元利償還金	496,274	377,126	277,697	243,006
事業費補正 に係る分	元利償還金	21,149,405	19,520,787	18,247,127	17,745,742
	準元利償還金	2,018,697	1,951,229	1,848,742	1,708,951
密度補正に 係る分	元利償還金	80,192	80,004	77,837	78,375
	準元利償還金	641,505	640,014	700,613	783,690
合 計		223,908,244	211,136,763	203,224,200	199,052,828
前年度からの変動額		—	△ 12,771,481	△ 7,912,563	△ 4,171,372

【標準財政規模 D】

(単位：千円)

区 分	普通交付税額 ア	標準税収入額等 イ	臨時財政対策債 発行可能額 ウ	標準財政規模 D(ア+イ+ウ)	前年度からの 変 動 額
令和 2 年度	609,660,482	664,858,523	79,133,198	1,353,652,203	—
令和 3 年度	677,935,067	584,681,473	135,798,089	1,398,414,629	44,762,426
令和 4 年度	648,947,420	685,364,163	24,451,737	1,358,763,320	△39,651,309
令和 5 年度	650,309,690	702,442,846	11,753,279	1,364,505,815	5,742,495

【実質公債費比率 (A+B-C)/(D-C)】

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度 ア	令和 3 年度 イ	令和 4 年度 ウ	令和5年度 エ	差 引 (エ-ア)
元利償還金 A	230,907,101	229,138,354	226,368,202	235,413,158	4,506,057
準元利償還金 B	210,851,499	201,953,157	196,252,256	195,628,296	△15,223,203
基準財政需要額 算入額 C	223,908,244	211,136,763	203,224,200	199,052,828	△24,855,416
計 E(A+B-C)	217,850,356	219,954,748	219,396,258	231,988,626	14,138,270
標準財政規模 D	1,353,652,203	1,398,414,629	1,358,763,320	1,364,505,815	10,853,612
基準財政需要額 算入額 C	223,908,244	211,136,763	203,224,200	199,052,828	△24,855,416
計 F(D-C)	1,129,743,959	1,187,277,866	1,155,539,120	1,165,452,987	35,709,028
実質公債費比率 (単年度) E/F	19.28316 %	18.52597 %	18.98648 %	19.90545 %	0.62229 %
前年度からの 変動	—	△ 0.75719 pt	0.46051 pt	0.91897 pt	—
実質公債費比率 (3か年平均)	令和4年度比率：18.9 % (R2・R3・R4の3か年平均)			令和5年度比率：19.1 % (R3・R4・R5の3か年平均)	

* 参考 令和5年度決算に基づく基準財政需要額算入額C、標準財政規模Dにおいて、単年度の比率が基準以上となる元利償還金Aと準元利償還金Bの合計額の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約4,904億円	約6,070億円

4 将来負担比率

(単位：%)

算定比率				基準（令和5年度）	
令和5年度	令和4年度	令和3年度	増減 (R5-R4)	早期健全化	財政再生
306.7	311.0	304.0	△4.3pt	400.0	

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合・土地開発公社・第三セクター等を対象として、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を示すもの

(2) 対象

「3 実質公債費比率」の対象となった道の全会計・一部事務組合に、次の土地開発公社・第三セクター等を加えたもの

北海道土地開発公社		
第三セクター等	北海道住宅供給公社	(公財) 北海道農業公社
	道南いさりび鉄道(株)	(公社) 北海道私学振興基金協会
	(一財) 北海道勤労者信用基金協会	北海道信用保証協会

(3) 算式

●将来負担比率 (%)	=	$\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$
●将来負担額 A	=	道債の現在高 A1 + 債務負担行為に基づく支出予定額 A2 + 公営企業債等繰入見込額 A3 + 一部事務組合負担等見込額 A4 + 退職手当負担見込額 A5 + 設立法人の負債額等負担見込額 A6

【道債の現在高 A1】

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減 (R5-R4)	
一般会計	5,884,200,893	5,918,529,765	△34,328,872	
特別会計	母子父子寡婦	6,462,153	6,662,153	△ 200,000
	中小企業	8,059,738	8,044,016	15,722
	苫東	10,091,000	10,091,000	0
	石狩新港	5,449,015	5,449,015	0
	就農支援	1,211,838	1,512,856	△ 301,018
	道営住宅	53,263,455	54,582,438	△ 1,318,983
合計	5,968,738,092	6,004,871,243	△36,133,151	

【債務負担行為に基づく支出予定額 A2】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
P F I 事業に係る分	395, 195	424, 485	△ 29, 290
国営土地改良事業に係る分	2, 093, 932	3, 010, 277	△ 916, 345
森林総合研究所等が行う事業に係る分	152, 935	219, 423	△ 66, 488
地方公務員等共済組合に係る分	7, 413, 560	8, 669, 778	△1, 256, 218
依頼土地の買い戻しに係る分	14, 461, 628	14, 760, 604	△ 298, 976
上記に準じる債務負担行為に係る分	0	0	0
合 計	24, 517, 250	27, 084, 567	△2, 567, 317

【公営企業債等繰入見込額 A3】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
公共下水道事業会計	1, 531, 608	1, 512, 067	19, 541
流域下水道事業会計	14, 715, 145	15, 575, 850	△ 860, 705
電気事業会計	0	0	0
工業用水道事業会計	2, 380, 836	2, 751, 071	△ 370, 235
病院事業会計	12, 688, 213	13, 122, 618	△ 434, 405
合 計	31, 315, 802	32, 961, 606	△1, 645, 804

【一部事務組合負担等見込額 A4】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
苫小牧港管理組合	7, 804, 295	7, 089, 256	715, 039
石狩湾新港管理組合	2, 544, 013	2, 442, 630	101, 383
合 計	10, 348, 308	9, 531, 886	816, 422

【退職手当負担見込額 A5】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)	
一般職に係る分	基本額	423, 942, 108	414, 806, 008	9, 136, 100
	調整額	49, 615, 833	49, 590, 477	25, 356
特別職に係る分	24, 934	81, 540	△ 56, 606	
合 計	473, 582, 875	464, 478, 025	9, 104, 850	

【設立法人の負債額等負担見込額 A6】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
北海道土地開発公社	9, 196, 364	9, 238, 785	△ 42, 421
北海道農業公社	5, 447, 218	5, 129, 093	318, 125
道南いさりび鉄道	156, 149	234, 224	△ 78, 075
北海道私学振興基金協会	351, 000	351, 000	0
北海道信用保証協会	6, 439, 198	4, 838, 375	1, 600, 823
北海道勤労者信用基金協会	482	167	315
北海道住宅供給公社	1, 614, 500	1, 766, 100	△ 151, 600
合 計	23, 204, 911	21, 557, 744	1, 647, 167

【将来負担額 A】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
道債の現在高 A1	5,968,738,092	6,004,871,243	△36,133,151
債務負担行為に基づく支出予定額A2	24,517,250	27,084,567	△ 2,567,317
公営企業債等繰入見込額 A3	31,315,802	32,961,606	△ 1,645,804
一部事務組合負担等見込額 A4	10,348,308	9,531,886	816,422
退職手当負担見込額 A5	473,582,875	464,478,025	9,104,850
設立法人の負債額等負担見込額 A6	23,204,911	21,557,744	1,647,167
合 計 A(A1+A2+A3+A4+A5+A6)	6,531,707,238	6,560,485,071	△28,777,833

【充当可能財源等 B】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
充当可能基金	382,867,153	341,153,903	41,713,250
充当可能特定財源	78,214,593	76,937,012	1,277,581
基準財政需要額算入見込額	2,495,719,614	2,547,512,552	△51,792,938
合 計	2,956,801,360	2,965,603,467	△ 8,802,107

【標準財政規模 C】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
普通交付税額	650,309,690	648,947,420	1,362,270
標準税収入額等	702,442,846	685,364,163	17,078,683
臨時財政対策債発行可能額	11,753,279	24,451,737	△12,698,458
合 計	1,364,505,815	1,358,763,320	5,742,495

【基準財政需要額算入額 D】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)	
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	178,493,064	182,072,184	△3,579,120
	準元利償還金	243,006	277,697	△ 34,691
事業費補正 に係る分	元利償還金	17,745,742	18,247,127	△ 501,385
	準元利償還金	1,708,951	1,848,742	△ 139,791
密度補正に 係る分	元利償還金	78,375	77,837	538
	準元利償還金	783,690	700,613	83,077
合 計	199,052,828	203,224,200	△4,171,372	

【将来負担比率 (A-B)/(C-D)】

(単位：千円)

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	増減 (R5-R4)
将来負担額	A	6,531,707,238	6,560,485,071	△28,777,833
充当可能財源等	B	2,956,801,360	2,965,603,467	△ 8,802,107
計	E(A-B)	3,574,905,878	3,594,881,604	△19,975,726
標準財政規模	C	1,364,505,815	1,358,763,320	5,742,495
基準財政需要額算入額	D	199,052,828	203,224,200	△ 4,171,372
計	F(C-D)	1,165,452,987	1,155,539,120	9,913,867
将来負担比率	E/F	306.7 %	311.0 %	△ 4.3 pt

* 参考 令和 5 年度決算に基づく充当可能財源等 B、標準財政規模 C、基準財政需要額算入額 D において、比率が基準以上となる将来負担額 A の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約 7 兆 6, 1 8 6 億円	

5 資金不足比率

(単位：%)

区分	算定比率				基準（令和5年度）	
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	増減 (R5-R4)	経営健全化	財政再生
法	公共下水道事業会計	-	-	-	20.0	
	流域下水道事業会計	-	-	-	20.0	
適用	電気事業会計	-	-	-	20.0	
	工業用水道事業会計	-	-	-	20.0	
	病院事業会計	-	-	-	20.0	

(1) 内容

公営企業会計（法適用）を対象として、各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

公営企業会計	法適用	公共下水道事業会計	公営企業会計	法適用	電気事業会計
		流域下水道事業会計			工業用水道事業会計
					病院事業会計

(3) 算式

$$\bullet \text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額 A}}{\text{事業規模 B}}$$

【資金不足額 A】

(単位：千円)

区分	流動資産 歳入額等 了	流動負債 歳出額等 イ	算入道債 ウ	解消可能 資金不足 額 エ	資金収支額		増減 (R5-R4)
					令和5年度 A(ア-イ-ウ+エ)	令和4年度	
公共	1,238,606	1,176,414	0	0	62,192	23,092	39,100
流域	1,593,528	1,561,802	0	0	31,726	26,485	5,241
電気	10,631,576	1,227,222	0	0	9,404,354	13,841,489	△4,437,135
工水	3,622,075	246,413	0	0	3,375,662	3,223,231	152,431
病院	2,907,100	2,729,866	195,065	195,065	0	0	0

[資金剰余額] [資金剰余額]

【事業規模 B】

(単位：千円)

区 分	営業収益 ア	受託工事収益 イ	事業規模		増 減 (R5-R4)
			令和 5 年度 B(ア-イ)	令和 4 年度	
公 共	372,544	0	372,544	346,136	26,408
流 域	0	0	0	0	0
電 気	6,294,687	0	6,294,687	7,640,923	△1,346,236
工 水	1,917,982	0	1,917,982	1,880,386	37,596
病 院	7,230,164	0	7,230,164	7,221,578	8,586

【資金不足比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度			令和 4 年度	参考 (資金剰余比率 %)		
	資金不足額 [資金剰余额] A	事業規模 B	資金不足比率 (%) A/B	資金不足 比率 (%)	令 和 5 年度	令 和 4 年度	増 減 (R5-R4)
公 共	0 [62,192]	372,544	—	—	16.7	6.7	10.0pt
流 域	0 [31,726]	0	—	—	—	—	—
電 気	0 [9,404,354]	6,294,687	—	—	149.4	181.1	△31.7pt
工 水	0 [3,375,662]	1,917,982	—	—	176.0	171.4	4.6pt
病 院	0 [0]	7,230,164	—	—	—	—	—

* 参考 令和 5 年度決算に基づく事業規模 B において、比率が基準以上となる資金不足額 A の目安

区 分	経営健全化基準	財政再生基準
公共下水道事業会計	約 1 億円	
流域下水道事業会計	—	
電気事業会計	約 1.3 億円	
工業用水道事業会計	約 4 億円	
病院事業会計	約 1.4 億円	

参 考

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		中小企業高度化資金貸付事業等特別会計				
		苫小牧東部地域開発出資特別会計				
		石狩湾新港地域開発出資特別会計				
		就農支援資金貸付事業等特別会計				
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計				
		林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計				
		道営住宅事業特別会計				
		住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計				
公営事業会計	公営事業会計に属する特別会計	国民健康保険事業特別会計	資金不足比率			
		地方競馬特別会計				
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法適用)	公共下水道事業会計				
		流域下水道事業会計				
		電気事業会計				
		工業用水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合		石狩東部広域水道企業団				
		石狩西部広域水道企業団				
		苫小牧港管理組合				
		石狩湾新港管理組合				
地方公社・第三セクター等		北海道土地開発公社				
		(公財) 北海道農業公社				
		道南いさりび鉄道(株)				
		(公社) 北海道私学振興基金協会				
		北海道信用保証協会				
		(一財) 北海道勤労者信用基金協会				
	北海道住宅供給公社					

注 資金不足比率は、各会計ごとに算出することとされている。

2 令和5年度健全化判断比率の算定（イメージ図）

（単位：百万円）

(1) 実質赤字比率（実質赤字比率は算定されず、実質黒字比率2.08%）

28,407		}	1,364,506
実質黒字額【分子】			標準財政規模（A）
*実質赤字額は生じていない			【分母】

(2) 連結実質赤字比率（連結実質赤字比率は算定されず、連結実質黒字比率3.33%）

45,470		}	1,364,506
連結実質黒字額【分子】			（A）
*連結実質赤字額は生じていない			【分母】

(3) 実質公債費比率（単年度 19.90545%）

$$\left[\frac{231,988}{1,165,453} \times 100 \right] \doteq 19.90545$$

元利償還金（B）	準元利償還金（C）	
235,413	195,628	431,041
基準財政需要額算入額（D）		
199,053		
	（B） + （C） - （D）	【分子】
	231,988	
		（A）
	1,364,506	
	（D）	
199,053		
	（A） - （D）	【分母】
	1,165,453	

(4) 将来負担比率（306.7%）

$$\left[\frac{3,574,906}{1,165,453} \times 100 \right] \doteq 306.7$$

	将来負担額（E）	
	6,531,707	
	充当可能財源等（F）	
	2,956,801	
	（E） - （F）	【分子】
	3,574,906	
	（A）	
	1,364,506	
	（D）	
199,053		
	（A） - （D）	【分母】
	1,165,453	

3 令和4年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：%)

区分	R3	R4	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
			順位	順位	順位	順位	順位	順位		
北海道	R3		—	—	—	—	19.1	47	304.0	46
	R4		—	—	—	—	18.9	47	311.0	46
青森県			—	—	—	—	13.1	39	74.3	4
岩手県			—	—	—	—	12.8	37	204.4	36
宮城県			—	—	—	—	10.6	21	144.2	14
秋田県			—	—	—	—	15.3	43	244.6	42
山形県			—	—	—	—	12.3	35	217.0	38
福島県			—	—	—	—	6.7	3	112.6	8
茨城県			—	—	—	—	9.3	13	170.0	25
栃木県			—	—	—	—	9.5	16	103.7	6
群馬県			—	—	—	—	9.4	14	144.9	15
埼玉県			—	—	—	—	10.7	22	156.5	18
千葉県			—	—	—	—	7.8	6	110.6	7
東京都			—	—	—	—	1.2	1	17.3	1
神奈川県			—	—	—	—	9.4	14	72.7	3
新潟県			—	—	—	—	18.2	46	303.5	45
富山県			—	—	—	—	13.8	42	223.7	40
石川県			—	—	—	—	12.5	36	198.2	33
福井県			—	—	—	—	11.8	32	149.1	16
山梨県			—	—	—	—	11.5	30	180.1	30
長野県			—	—	—	—	9.7	18	159.2	19
岐阜県			—	—	—	—	7.2	4	222.9	39
静岡県			—	—	—	—	13.0	38	240.0	41
愛知県			—	—	—	—	13.2	40	167.1	22
三重県			—	—	—	—	12.1	34	169.4	23
滋賀県			—	—	—	—	10.9	23	185.8	31
京都府			—	—	—	—	16.5	45	272.1	44
大阪府			—	—	—	—	11.5	30	123.3	10
兵庫県			—	—	—	—	15.5	44	330.8	47
奈良県			—	—	—	—	9.5	16	112.7	9
和歌山県			—	—	—	—	8.4	8	200.1	34
鳥取県			—	—	—	—	8.9	10	129.4	12
島根県			—	—	—	—	6.4	2	165.1	21
岡山県			—	—	—	—	11.0	24	169.9	24
広島県			—	—	—	—	13.7	41	200.4	35
山口県			—	—	—	—	8.5	9	175.5	27
徳島県			—	—	—	—	11.8	32	154.2	17
香川県			—	—	—	—	9.9	19	170.9	26
愛媛県			—	—	—	—	11.1	25	124.4	11
高知県			—	—	—	—	11.1	25	176.4	28
福岡県			—	—	—	—	11.2	27	250.7	43
佐賀県			—	—	—	—	8.9	10	133.3	13
長崎県			—	—	—	—	10.3	20	178.7	29
熊本県			—	—	—	—	7.8	6	209.5	37
大分県			—	—	—	—	9.1	12	163.8	20
宮崎県			—	—	—	—	11.4	28	97.3	5
鹿児島県			—	—	—	—	11.4	28	197.8	32
沖縄県			—	—	—	—	7.3	5	25.9	2
(令和4年度加重平均)			—	—	—	—	10.1		154.4	

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全都道府県で赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

(単位：%)

区分	公営企業会計名	資金不足比率	区分	公営企業会計名	資金不足比率
		流域下水道事業会計	新潟県	工業用地造成事業会計	4.8
		電気事業会計			
		工業用水道事業会計			
		病院事業会計			

注 北海道の各公営企業会計は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。北海道以外の都府県については、算定されている公営企業会計を記載した。

